

社会福祉法人A n n B e e

評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人A n n B e e（以下「法人」という。）定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき評議員及び役員の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

（用語意義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定める。

- （1） 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- （2） 役員とは定款第15条による者をいう。
- （3） 報酬とは職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- （4） 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬額）

- 第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（Web 会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には支給しない。
- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席（Web 会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、別表2に基づき支給する。

（報酬支払方法）

第4条 前条各項に規定する報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 評議員、役員が、その職務を行なうために要した費用を弁償する。

- 2 費用弁償は実費とし、費用の弁償請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（規程の改廃）

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

本規程は 令和5年4月24日より施行する

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額
評議員	5,000 円

※ただし、理事長の依頼により研修等へ参加した場合 3,000 円を支給する。

別表 2 役員の報酬

役職	報酬日額
理事	5,000 円
監事	5,000 円

※ただし、理事長の依頼により研修等へ参加した場合 3,000 円を支給する。財務諸表を監査し得る監事については、定款 18 条に定める業務を行った場合に日額 10,000 円を支給する。